公 表 用

令和５年２月２２日

自　第　１　号議案

至　第　４８　号議案

令和５年第１回

八王子市議会定例会議案

八王子市

目　　　　次

第　１　号議案　人権擁護委員の候補者の推薦について……………………………1
第　２　号議案　八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例設定について………3
第　３　号議案　八王子市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例設定について……………………………………………………………………………5
第　４　号議案　八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………………………………………………7
第　５　号議案　令和５年度八王子市一般会計予算について…………………………9
第　６　号議案　令和５年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算について………11
第　７　号議案　令和５年度八王子市後期高齢者医療特別会計予算について…………13
第　８　号議案　令和５年度八王子市介護保険特別会計予算について…………………15
第　９　号議案　令和５年度八王子市母子・父子福祉資金特別会計予算について………………………………………………………………………………17
第１０号議案　令和５年度八王子市土地取得事業特別会計予算について……………19
第１１号議案　令和５年度八王子市駐車場事業特別会計予算について………………21
第１２号議案　令和５年度八王子市借入金管理特別会計予算について………………23
第１３号議案　令和５年度八王子市給与及び公共料金特別会計予算について………25
第１４号議案　令和５年度八王子市下水道事業会計予算について……………………27
第１５号議案　令和４年度八王子市一般会計補正予算（第７号）について…………29
第１６号議案　令和４年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について……………………………………………………………31
第１７号議案　令和４年度八王子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について……………………………………………………………33
第１８号議案　令和４年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第２号）について……………………………………………………………………35
第１９号議案　令和４年度八王子市土地取得事業特別会計補正予算（第１号）について……………………………………………………………37
第２０号議案　令和４年度八王子市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）について………………………………………………………………39

第２１号議案　令和４年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第３号）について……41
第２２号議案　令和４年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第７号）について……43
第２３号議案　八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例設定について……45
第２４号議案　八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例設定について……49
第２５号議案　八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……53
第２６号議案　八王子市中小企業次世代人材確保支援条例を廃止する条例設定について……57
第２７号議案　八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について……59
第２８号議案　八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について……107
第２９号議案　学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について……109
第３０号議案　学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について……111
第３１号議案　学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約の締結について……113
第３２号議案　スプーン等の取得について……115
第３３号議案　配膳台等の取得について……117
第３４号議案　八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業契約の締結について……119
第３５号議案　市道路線の認定について……121
第３６号議案　市道路線の認定及び廃止について……127
第３７号議案　八王子市斎場条例の一部を改正する条例設定について……131
第３８号議案　八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……133
第３９号議案　八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……137
第４０号議案　八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条

例の一部を改正する条例設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143
第４１号議案　八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基
準に関する条例の一部を改正する条例設定について・・・・・・・・・・・・・・・147
第４２号議案　八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
第４３号議案　八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につい
て・・・165
第４４号議案　八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例設定について・・・・・・・171
第４５号議案　八王子市産業イノベーション条例設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・173
第４６号議案　八王子市新産業センター条例の一部を改正する条例設定につ
いて・・・177
第４７号議案　八王子市環境学習センターの指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・181
第４８号議案　包括外部監査契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183

第１号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

田　　近　　秀　　子

福　　澤　　武　　文

西　　村　　智　　子

野　　上　　容　　子

小　　峰　　貴　美　子

清　　水　　弘　　美

第２号議案

八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例設定について

八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例

八王子市暴力団排除条例（平成２３年八王子市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（個人情報の収集及び提供） 第１２条　**個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１１項第２号に規定する地方公共団体の機関及び議会**（以下「実施機関」という。）**並びに**指定管理者は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要となる**同条第１項**に規定する個人情報**及び八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年八王子市条例第５５号）第２条第１項に規定する個人情報**（以下「個人情報」という。）を、必要かつ最小限の範囲内で収集することができる。 ２　（略）	（個人情報の収集及び提供） 第１２条　**八王子市個人情報保護条例（平成１６年八王子市条例第３３号）第２条第２号に規定する実施機関**（以下「実施機関」という。）**及び**指定管理者は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要となる**同条第１号**に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を、必要かつ最小限の範囲内で収集することができる。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第３号議案

八王子市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例設定について

八王子市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

八王子市社会福祉審議会条例（平成２６年八王子市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（所掌事項） 第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。 ⑴　（略） ⑵　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）**第７２条第１項各号**に掲げる事項 ⑶～⑸　（略）	（所掌事項） 第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。 ⑴　（略） ⑵　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）**第７７条第１項各号**に掲げる事項 ⑶～⑸　（略）

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第４号議案

八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例（昭和６２年八王子市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）**第１９条第２号及び第３号**に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難であること（以下「保育の必要性」という。）について、当該認定の基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）**第１９条第１項第２号及び第３号**に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難であること（以下「保育の必要性」という。）について、当該認定の基準を定めるものとする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第５号議案

令和５年度八王子市一般会計予算について

令和５年度八王子市一般会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第６号議案

令和５年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算について

令和５年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第７号議案

令和５年度八王子市後期高齢者医療特別会計予算について

令和５年度八王子市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第８号議案

令和５年度八王子市介護保険特別会計予算について

令和５年度八王子市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第９号議案

令和５年度八王子市母子・父子福祉資金特別会計予算について

令和５年度八王子市母子・父子福祉資金特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１０号議案

令和５年度八王子市土地取得事業特別会計予算について

令和５年度八王子市土地取得事業特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１１号議案

令和５年度八王子市駐車場事業特別会計予算について

令和５年度八王子市駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１２号議案

令和５年度八王子市借入金管理特別会計予算について

令和５年度八王子市借入金管理特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１３号議案

令和５年度八王子市給与及び公共料金特別会計予算について

令和５年度八王子市給与及び公共料金特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１１条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１４号議案

令和５年度八王子市下水道事業会計予算について

令和５年度八王子市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方公営企業法第２４条第２項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１５号議案

令和４年度八王子市一般会計補正予算（第７号）について

令和４年度八王子市一般会計補正予算（第７号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１６号議案

令和４年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第２号）について

令和４年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１７号議案

令和４年度八王子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

令和４年度八王子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１８号議案

令和４年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第２号）
について

令和４年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第１９号議案

令和４年度八王子市土地取得事業特別会計補正予算（第１号）について

令和４年度八王子市土地取得事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第２０号議案

令和４年度八王子市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）について

令和４年度八王子市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第２１号議案

令和４年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第３号）について

令和４年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第２２号議案

令和４年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
（第７号）について

令和４年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第７号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第２１８条第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

第２３号議案

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和４年八王子市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="2">改　正　後</th><th colspan="2">改　正　前</th></tr>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（設置）
第１条　**個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項、八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年八王子市条例第５５号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第４５条及び**八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号。以下「情報公開条例」という。）第１９条の規定による諮問に**応じ、審査請求について調査審議する**ため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</td>
<td>（設置）
第１条　八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号。以下「情報公開条例」という。）第１９条**及び八王子市個人情報保護条例（平成１６年八王子市条例第３３号。以下「個人情報保護条例」という。）第４２条**の規定による諮問に**応じて審議する**ため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</td>
<td>（設置）
第１条　**個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項及び**八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号。以下「情報公開条例」という。）第１９条の規定による諮問に**応じ、審査請求について調査審議する**ため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</td>
<td>（設置）
第１条　八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号。以下「情報公開条例」という。）第１９条**及び八王子市個人情報保護条例（平成１６年八王子市条例第３３号。以下「個人情報保護条例」という。）第４２条**の規定による諮問に**応じて審議する**ため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</td>
</tr>
<tr>
<td>（審査会の調査権限）
第５条　審査会は、必要があると認めるときは、**法第２条第１１項第２号に規定する地方公共団体の機関及び議会（以下「実施機関」という。）**に対し、審査請求に係る公文書等（**法第８２条、第９３条若しくは第１０１条の決定に係る保有個人情報（法第６０条第１項に規定する**</td>
<td>（審査会の調査権限）
第５条　審査会は、必要があると認めるときは、**実施機関**に対し、審査請求に係る公文書等（情報公開条例第１２条各項の決定に係る公文書**又は個人情報保護条例第２０条、第２８条、第３３条若しくは第３８条の決定に係る個人情報**をいう。以下同じ。）の提示を求めることが</td>
<td>（審査会の調査権限）
第５条　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関**（法第２条第１１項第２号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）**に対し、審査請求に係る公文書等（**法第８２条、第９３条若しくは第１０１条の決定に係る保有個人情報（法第６０条第１項に規定する保有個人**</td>
<td>（審査会の調査権限）
第５条　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る公文書等（情報公開条例第１２条各項の決定に係る公文書**又は個人情報保護条例第２０条、第２８条、第３３条若しくは第３８条の決定に係る個人情報**をいう。以下同じ。）の提示を求めることが</td>
</tr>
</table>

保有個人情報をいう。）、議会個人情報保護条例第２４条、第３４条若しくは第４１条の決定に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。）又は情報公開条例第１２条各項の決定に係る公文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の公開又は開示を求めることができない。 ２～４　（略）	できる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の公開又は開示を求めることができない。 ２～４　（略）	**情報をいう。）又は**情報公開条例第１２条各項の決定に係る公文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の公開又は開示を求めることができない。 ２～４　（略）	できる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の公開又は開示を求めることができない。 ２～４　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第２４号議案

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例（令和４年八王子市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="2">改　正　後</th><th colspan="2">改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（設置）
第１条　八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号）に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに**個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に規定する個人情報、八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年八王子市条例第５５号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に規定する個人情報及び**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</td>
<td>（設置）
第１条　八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号）に基づく情報公開制度**及び八王子市個人情報保護条例（平成１６年八王子市条例第３３号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度**の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</td>
</tr>
<tr>
<td>（所掌事項）
第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
⑴　市長が諮問する情報公開制度の運営に関する重要事項</td>
<td>（所掌事項）
第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
⑴　市長が諮問する情報公開制度**及び個人情報保護制度**の運</td>
</tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（設置）
第１条　八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号）に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに**個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に規定する個人情報及び**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</td>
<td>（設置）
第１条　八王子市情報公開条例（平成１２年八王子市条例第６７号）に基づく情報公開制度**及び八王子市個人情報保護条例（平成１６年八王子市条例第３３号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度**の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</td>
</tr>
<tr>
<td>（所掌事項）
第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
⑴　市長が諮問する情報公開制度の運営に関する重要事項</td>
<td>（所掌事項）
第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
⑴　市長が諮問する情報公開制度**及び個人情報保護制度**の運</td>
</tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	営に関する重要事項 ⑵　**八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年八王子市条例第４４号）第６条**の規定により実施機関が意見を**聴くことが特に必要であると認めた**事項 **⑶　議会個人情報保護条例第５０条の規定により議長が意見を聴くことが特に必要であると認めた事項** **⑷**　（略） ２　審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項**及び個人情報の適正な取扱い**について、市長に意見を述べることができる。	営に関する重要事項 ⑵　**個人情報保護条例**の規定により実施機関が意見を**聴くこととされた**事項 **⑶**　（略） ２　審議会は、情報公開制度**及び個人情報保護制度**の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。	
	営に関する重要事項 ⑵　**八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年八王子市条例第４４号）第６条**の規定により実施機関が意見を**聴くことが特に必要であると認めた**事項 ⑶　（略） ２　審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項**及び個人情報の適正な取扱い**について、市長に意見を述べることができる。	営に関する重要事項 ⑵　**個人情報保護条例**の規定により実施機関が意見を**聴くこととされた**事項 ⑶　（略） ２　審議会は、情報公開制度**及び個人情報保護制度**の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第２５号議案

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（安全計画の策定等） 第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図ら	

れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 **４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。** **（自動車を運行する場合の所在の確認）** **第７条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。** **（業務継続計画の策定等）** **第１３条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。** **２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。** **３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。**	
（衛生管理等） 第１４条　（略） ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する**よう努めなければならない。 ３　（略）	（衛生管理等） 第１４条　（略） ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。 ３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第７条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

第２６号議案

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例を廃止する条例
設定について

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例を廃止する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例を廃止する条例

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例（平成２７年八王子市条例第２７号）は、廃止する。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　この条例による廃止前の八王子市中小企業次世代人材確保支援条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により、令和５年３月３１日までに交付対象者の認定を受けた者のうち、令和５年４月１日以後に廃止前の条例第６条に規定する市規則に定める時期が到来し、廃止前の条例第７条に規定する交付の申請要件を満たすことになる者の取扱いについては、令和８年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

第２７号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和２４年八王子市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表（第２条関係）

１～３　（略）

４　申請手数料

⑴～⑽　（略）

⑾　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第５４条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第５４条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ⑴　申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した法第５４条第１項各号に掲げる

改　正　前

別表（第２条関係）

１～３　（略）

４　申請手数料

⑴～⑽　（略）

⑾　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第５４条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第５４条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ⑴　申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した法第５４条第１項各号に掲げる

				基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 4,700円 イ　共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） (ｱ)　住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） 建築物の総戸数が１戸のもの 4,700円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 9,400円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 16,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 27,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 45,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 82,000円					基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　一戸建ての住宅 4,700円 イ　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） (ｱ)　住戸ごとの申請の場合 申請戸数が１戸のもの 4,700円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２戸以上５戸以下のもの 9,400円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が６戸以上１０戸以下のもの 16,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 27,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 45,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が５１	

				建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 131,000 円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 170,000 円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 185,000 円 (ｲ)　共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 9,300円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 16,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 26,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平					戸以上１００戸以下のもの 82,000 円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 131,000 円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 170,000 円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が３０１戸以上のもの 185,000 円 (ｲ)　一の建築物の申請の場合 ａ　住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） 建築物の総戸数が１戸のもの 4,700 円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 9,400 円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 16,000 円 建築物の総戸数が１１	

				方メートル以内のもの 80,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 126,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 160,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 200,000円 (ｳ) 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 9,300円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 16,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メート					戸以上２５戸以下のもの 27,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 45,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 82,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 131,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 170,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 185,000円 ｂ 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 9,300円 当該部分の床面積の合	

				ルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 26,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 80,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 126,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 160,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 200,000円					計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 16,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 26,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 80,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 126,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 160,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの	

											200,000円 ｃ　非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 9,300円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 16,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 26,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 80,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの

				ウ　（略） ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建て住宅 ㈠　誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）をいう。以下同じ。）による場合 21,000 円 ㈡　誘導仕様基準以外による場合 35,000 円 イ　共同住宅等 ㈠　住戸の部分 ａ　誘導仕様基準による場合 建築物の総戸数が１戸					126,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 160,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 200,000 円 ウ　（略） ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建ての住宅 35,000 円 イ　共同住宅等 ㈠　住戸ごとの申請の場合 申請戸数が１戸のもの 35,000 円 一の共同住宅等のうち同	

				のもの 21,000円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 39,000円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 56,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 80,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 120,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 182,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 261,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 340,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 390,000円 ｂ　誘導仕様基準以外に					時に申請する戸数が２戸以上５戸以下のもの 69,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が６戸以上１０戸以下のもの 97,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 137,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 197,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 283,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 385,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 508,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が３０	

				よる場合 建築物の総戸数が１戸のもの 35,000円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 69,000円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 97,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 137,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 197,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 283,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 385,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 508,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの					１戸以上のもの 600,000円 (ｲ) 一の建築物の申請の場合 ａ 住戸の部分 建築物の総戸数が１戸のもの 35,000円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 69,000円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 97,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 137,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 197,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 283,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 385,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下	

				600,000円 (ｲ)　共用部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 109,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 138,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 180,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 280,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 359,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 429,000円						のもの 508,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 600,000円 ｂ　共用廊下等の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 109,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 138,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 180,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 280,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以	

				当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 500,000円 (ｳ)　非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 242,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 300,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 384,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 546,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 670,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，００					内のもの 359,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 429,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 500,000円 ｃ　非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 242,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 300,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 384,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０	

				０平方メートル以内のもの 789,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 900,000円 ウ　（略）
	2	法第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第５５条第２項の規定において準用する第５４条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれ

				００平方メートル以内のもの 546,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 670,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 789,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 900,000円 ウ　（略）
	2	法第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第５５条第２項の規定において準用する第５４条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれ

				る場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ⑴　申請に併せて適合性確認機関が作成した法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　**一戸建て住宅** 3,300 円 **イ　共同住宅等** **(ｱ)　住戸の部分** **建築物の総戸数が１戸のもの** **3,300 円** **建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの** **6,600 円** **建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの** **11,000 円** **建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの** **19,000 円** **建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの**					る場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ⑴　申請に併せて適合性確認機関が作成した法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　**一戸建ての住宅** 3,300 円 **イ　共同住宅等** **(ｱ)　住戸ごとの申請の場合** **申請戸数が１戸のもの** **3,300 円** **一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２戸以上５戸以下のもの** **6,600 円** **一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が６戸以上１０戸以下のもの** **11,000 円** **一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１１戸以上２５戸以下のもの** **19,000 円**	

				32,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 58,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 93,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 122,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 134,000円 (ｲ)　共用部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 6,500円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 11,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 18,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メート					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 32,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 58,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 93,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 122,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が３０１戸以上のもの 134,000円 (ｲ)　一の建築物の申請の場合 ａ　住戸の部分 建築物の総戸数が１戸のもの 3,300円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 6,600円	

				ルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 56,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 88,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 112,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 140,000円 (ｳ)　非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 6,500円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 11,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの					建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 11,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 19,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 32,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 58,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 93,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 122,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 134,000円 ｂ　共用廊下等の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 6,500円 当該部分の床面積の合	

				18,000 円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 56,000 円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 88,000 円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 112,000 円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 140,000 円					計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 11,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 18,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 56,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 88,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 112,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの	

											140,000円 ｃ　非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 6,500円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 11,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 18,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 56,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 88,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方

				ウ　（略） ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建て住宅 ㈠　誘導仕様基準による場合 15,000円 ㈡　誘導仕様基準以外による場合 18,000円 イ　共同住宅等 ㈠　住戸の部分 ａ　誘導仕様基準による場合 建築物の総戸数が１戸のもの 15,000円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 27,000円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 40,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のも					メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 112,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 140,000円 ウ　（略） ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建ての住宅 18,000円 イ　共同住宅等 ㈠　住戸ごとの申請の場合 申請戸数が１戸のもの 18,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２戸以上５戸以下のもの 37,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が６戸以上１０戸以下のもの 52,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１１戸以上２５戸以下のもの	

				の 56,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 85,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 128,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 184,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 241,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 278,000円 ｂ　誘導仕様基準以外による場合 建築物の総戸数が１戸のもの 18,000円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの 37,000円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 52,000円					74,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 108,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 159,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 221,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 291,000円 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が３０１戸以上のもの 342,000円 (ｲ)　一の建築物の申請の場合 ａ　住戸の部分 建築物の総戸数が１戸のもの 18,000円 建築物の総戸数が２戸以上５戸以下のもの	

				建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 74,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 108,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 159,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 221,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 291,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 342,000円 (ｲ)　共用部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 57,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの					37,000円 建築物の総戸数が６戸以上１０戸以下のもの 52,000円 建築物の総戸数が１１戸以上２５戸以下のもの 74,000円 建築物の総戸数が２６戸以上５０戸以下のもの 108,000円 建築物の総戸数が５１戸以上１００戸以下のもの 159,000円 建築物の総戸数が１０１戸以上２００戸以下のもの 221,000円 建築物の総戸数が２０１戸以上３００戸以下のもの 291,000円 建築物の総戸数が３０１戸以上のもの 342,000円 ｂ　共用廊下等の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 57,000円	

				72,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 96,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 156,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 205,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 247,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 290,000 円 (ｳ)　非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 123,000円 当該部分の床面積の合計					当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 72,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 96,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 156,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 205,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 247,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方	

				が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 154,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 198,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 290,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 361,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの 427,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの 491,000 円					メートルを超えるもの 290,000 円 ｃ　非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの 123,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの 154,000円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの 198,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの 290,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの 361,000円 当該部分の床面積の合	

			ウ　（略）

⑿～⒃　（略）

⒄　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
１・２	（略）	（略）	（略）
３	法第３５条第１項の規定に基づ	建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次

			計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以内のもの　427,000円 **当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるもの　491,000円** ウ　（略）

備考

１　１の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は２の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

２　１の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は２の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

⑿～⒃　（略）

⒄　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
１・２	（略）	（略）	（略）
３	法第３５条第１項の規定に基づ	建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次

		く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画認定申請手数料	の⑴及び⑵に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第３５条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） ⑴　申請に併せて法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア　（略） **イ　ア以外の建築物** **㈠　住宅部分（法第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。）** **当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの** **9,700円**			く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画認定申請手数料	の⑴及び⑵に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第３５条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） ⑴　申請に併せて法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア　（略） **イ　ア以外の建築物** **㈠　住戸ごとの申請の場合** **当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの** **9,700円** **当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メート**	

				当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 21,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 46,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 81,000円 (ｲ)　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 16,700円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 27,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メ					ル未満のもの 21,000円 当該住戸の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 46,000円 当該住戸の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 81,000円 (ｲ)　一の建築物の申請の場合 ａ　住宅部分（法第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。） 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 21,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 46,000円	

				ートル未満のもの 80,400円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 128,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 161,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 201,000円					当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 81,000円 ｂ　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 16,700円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 27,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 80,400円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 128,000円	

				⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建て住宅 (ｱ)　誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 20,000円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 22,000円 (ｲ)　誘導仕様基準以外による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 34,400円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 38,400円					当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 161,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 201,000円 ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建て住宅 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 34,400円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 38,400円	

				イ　ア以外の建築物 (ｱ)　住宅部分 ａ　誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 38,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 66,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 118,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 179,000円 ｂ　誘導仕様基準以外による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 69,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方					イ　ア以外の建築物 (ｱ)　住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 69,100円 当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 116,000円 当該住戸の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 196,000円 当該住戸の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 281,000円 (ｲ)　一の建築物の申請の場合 ａ　住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 69,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 116,000円	

				メートル未満のもの 116,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 196,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 281,000円 (ｲ)　非住宅部分 ａ　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第１０条第１号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この号において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。４の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 87,100円					当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 196,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 281,000円 ｂ　非住宅部分 (a)　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第１０条第１号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この号において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。４の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 87,100円	

				当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 110,700円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 145,700円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 235,700円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 309,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 371,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの					当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 110,700円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 145,700円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 235,700円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 309,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 371,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００	

				435,000円 ｂ　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。４の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 227,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 284,400円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 367,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 523,700円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メ					平方メートル以上のもの 435,000円 (b)　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。４の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 227,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 284,400円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 367,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル	

				ートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 646,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 763,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 871,000円
	4	法第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第３６条第２項において準用する第３５条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部

			未満のもの 523,700円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 646,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 763,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 871,000円
4	法第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第３６条第２項において準用する第３５条第２項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第１６号の表中１６の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部

				分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） ⑴　申請に併せて法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア　（略） **イ　ア以外の建築物** **㈠　住宅部分** **当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの** **6,900円** **当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの** **15,000円** **当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの** **32,000円** **当該部分の床面積の合計が５，０００平方メート**					分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） ⑴　申請に併せて法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア　（略） **イ　ア以外の建築物** **㈠　住戸ごとの申請の場合** **当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの** **6,900円** **当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの** **15,000円** **当該住戸の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの** **32,000円** **当該住戸の床面積の合計が５，０００平方メート**

				ル以上のもの 57,000円 (ｲ)　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 6,900円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 11,800円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 19,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 56,400円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 90,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 113,000円					ル以上のもの 57,000円 (ｲ)　一の建築物の申請の場合 ａ　住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 6,900円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 15,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 32,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 57,000円 ｂ　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 6,900円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方	

				当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 141,000円 (2)　(1)以外の場合 ア　一戸建て住宅					メートル未満のもの 11,800円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 19,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 56,400円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 90,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 113,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 141,000円 (2)　(1)以外の場合 ア　一戸建て住宅

				㈠　誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 14,000円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 15,000円 ㈡　誘導仕様基準以外による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 24,200円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 27,000円 イ　ア以外の建築物 ㈠　住宅部分 ａ　誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 26,000円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの					当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 24,200円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 27,000円 イ　ア以外の建築物 ㈠　住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 48,500円 当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 81,000円 当該住戸の床面積の合計	

46,000円
当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの
83,000円
当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの
125,000円
ｂ　誘導仕様基準以外による場合
当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの
48,500円
当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの
81,000円
当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの
138,000円
当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの
197,000円

が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの
138,000円
当該住戸の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの
197,000円
(ｲ)　一の建築物の申請の場合
ａ　住宅部分
当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの
48,500円
当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの
81,000円
当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの
138,000円
当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの
197,000円
ｂ　非住宅部分
(a)　モデル建物法によ

				⑷　非住宅部分 ａ　モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 61,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 77,600円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 102,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 165,100円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 216,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方					る場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 61,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 77,600円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 102,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 165,100円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 216,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２	

				メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 260,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 305,000円 ｂ　標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 159,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 199,200円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 257,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 366,700円 当該部分の床面積の合					５，０００平方メートル未満のもの 260,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 305,000円 (b)　標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 159,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 199,200円 当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 257,100円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 366,700円	

				計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 453,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 535,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 610,000円
5	法第４１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 ⑴　（略） ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建て住宅 ㈠　性能基準（省令第１条第１項第２号イ⑴及び同	

			当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの 453,000円 当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの 535,000円 当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの 610,000円
5	法第４１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 ⑴　（略） ⑵　⑴以外の場合 ア　一戸建て住宅 ㈠　性能基準（省令第１条第１項第２号イ⑴(i)及び

				号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 34,400円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 38,400円 (ｲ) モデル住宅法（省令**第１条第１項第２号イ(2)**及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 17,700円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 19,100円 (ｳ) 仕様基準（省令第１条第１項第２号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）**又は誘導仕様基準**による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 17,700円					同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 34,400円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 38,400円 (ｲ) モデル住宅法（省令**第１条第１項第２号イ(2)(i)**及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 17,700円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 19,100円 (ｳ) 仕様基準（省令第１条第１項第２号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 17,700円 当該住宅の床面積の合計	

				当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 19,100円 イ　ア以外の建築物 ㈠　住宅部分 a　性能基準（省令**第１条第１項第２号イ(1)**及び同号ロ(1)又は同項第３号に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 69,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 116,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 196,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 281,000円 b　フロア入力法（省令					が２００平方メートル以上のもの 19,100円 イ　ア以外の建築物 ㈠　住宅部分 a　性能基準（省令**第１条第１項第２号イ(1)(i)若しくは(ii)**及び同号ロ(1)又は同項第３号に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 69,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 116,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 196,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 281,000円	

				第１条第１項第２号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 33,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 58,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 104,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 157,000円 c　仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 33,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メート					b　フロア入力法（省令第１条第１項第２号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 33,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの 58,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 104,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 157,000円 c　仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 33,100円 当該部分の床面積の合計が３００平方メート	

			ル以上２，０００平方メートル未満のもの 58,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 104,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 157,000円 (イ)　（略）
6	（略）	（略）	（略）

備考

1　（略）

2　省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この号において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの号の表中３の項(2)のイの(イ)のｂ又は４の項(2)のイの(イ)のｂに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

３～１０　（略）

			ル以上２，０００平方メートル未満のもの 58,000円 当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの 104,000円 当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの 157,000円 (イ)　（略）
6	（略）	（略）	（略）

備考

1　（略）

2　省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この号において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの号の表中３の項(2)のイの(イ)のｂ**の(b)**又は４の項(2)のイの(イ)のｂ**の(b)**に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

３～１０　（略）

１１　向上計画認定申請手数料等**（誘導仕様基準以外による場合に限る。）**又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。 **１２　向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料**（仕様基準**又は誘導仕様基準**による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。 ⒅　（略）	**１１　向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。** **１２　向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。** **１３　向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。** １４　向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の**一の建築物の**申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。 **１５　建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料**（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の**一の建築物の**申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。 **１６　建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。** ⒅　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第２８号議案

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例

八王子市営住宅条例（平成９年八王子市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（入居者の資格） 第７条　（略） ２　次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第２号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 ⑴～⑻　（略） ３・４　（略）	（入居者の資格） 第７条　（略） ２　次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第２号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。**ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。** ⑴～⑻　（略） ３・４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例の一部改正）

２　八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例（平成３０年八王子市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（入居者の要件） 第９条　補助対象住戸の入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 ⑴　八王子市営住宅条例第７条第１項に掲げる条件を備える者であること。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当する者にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 ⑵・⑶　（略）	（入居者の要件） 第９条　補助対象住戸の入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 ⑴　八王子市営住宅条例第７条第１項に掲げる条件を備える者であること。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当する者**（同項ただし書に規定する者を除く。）**にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 ⑵・⑶　（略）

第２９号議案

学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１　契約の目的　　学校給食センター寺田新築工事
２　契 約 金 額　　金７億８，３２０万円
３　契　約　先　　八王子市元横山町一丁目２９番１２号
黒須・リフォ特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）八王子市元横山町一丁目２９番１２号
黒須建設株式会社
代表取締役　黒　須　光　隆
構成員　　八王子市越野９番地３
株式会社　リフォハウス
代表取締役　太　田　　優

第３０号議案

学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１　契約の目的　　学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事
２　契 約 金 額　　金３億８，００１万７，０００円
３　契　約　先　　八王子市長房町１５２９番地５
株式会社　新和
代表取締役　堤　政三郎

第３１号議案

学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約の締結
について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１　契約の目的　　学校給食センター寺田空調換気等設備工事
２　契 約 金 額　　金２億９，１８９万６，０００円
３　契　約　先　　八王子市堀之内二丁目１番地１５
加藤・散田特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）八王子市堀之内二丁目１番地１５
加藤設備工業株式会社
代表取締役　加　藤　雅　明
構成員　　八王子市散田町五丁目１２番１９号
株式会社　散田管工
代表取締役　小　阪　雅　士

第３２号議案

スプーン等の取得について

下記のとおりスプーン等を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１	取得の目的	市立中学校給食用	
２	種類及び数量	スプーン	７，６００本
		箸	７，６００膳
		フォーク	７，６００本
		杓（しゃく）子	１，３９１本
		揚物バット用敷網	７２０枚
		トング	６８０本
		食器かご	６０２個
		揚物バット	３６０個
		スプーンかご	２１６個
		トレイかご	２１６個

パン箱　　２１６個

フォークかご　　２１６個

箸かご　　２０５個

汁食缶　　１７０個

ソース入れ　　１７０個

３　取得金額　　金２，６６８万５，５０５円

４　取　得　先　　八王子市越野２１番地９

株式会社　タマチュウ

代表取締役　及　川　高　徳

第３３号議案

配膳台等の取得について

下記のとおり配膳台等を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１　取得の目的　　市立中学校給食用
２　種類及び数量　　配膳台　　１５５台
　　ワゴン　　１３２台
３　取得金額　　金２，７９５万８，２６０円
４　取　得　先　　八王子市大谷町１０４３番地６３
　　平成調理機株式会社
　　代表取締役　関　本　　徹

第３４号議案

八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業契約の締結について

下記のとおり事業契約を締結するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第１２条の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１　契約の目的　　八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業
２　契約の方法　　随意契約
３　契 約 金 額　　金１８０億５，１７０万４１６円に金利変動、物価変動、需要変動等による増減額を加算した額
４　契　約　先　　八王子市子安町三丁目２６番１号
八王子ミライテラスパートナーズ株式会社
代表取締役　浮　穴　浩　一
５　契 約 期 間　　契約締結の日から令和２３年９月３０日まで

第３５号議案

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するにつき、道路法第８条第２項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

路　線　名	起　　点　・　終　　点	備　　考
市道八王子１５６８号線	自　八王子市小宮町１３５番４地先 至　同　　所５１番１８地先	別紙略図１ 表示のとおり
市道浅川１７９号線	自　八王子市高尾町１６０８番２地先 至　八王子市廿里町１８３３番８１地先	別紙略図２ 表示のとおり
市道川口３８６号線	自　八王子市下恩方町１１４６番２地先 至　八王子市美山町８２４番１地先	別紙略図３ 表示のとおり
市道加住１９１号線	自　八王子市滝山町一丁目８８４番地先 至　同　　所８８３番１地先	別紙略図４ 表示のとおり
市道加住１９２号線	自　八王子市左入町９６１番地先 至　八王子市滝山町一丁目８８３番１地先	
市道加住１９３号線	自　八王子市滝山町一丁目８８４番地先 至　同　　所８８４番地先	
市道加住１９４号線	自　八王子市左入町９６１番地先 至　八王子市滝山町一丁目８８３番４地先	
市道加住１９５号線	自　八王子市左入町９６３番５地先 至　同　　所９６３番１地先	

路　線　名	起　　点　・　終　　点	備　　考
市道加住１９６号線	自　八王子市滝山町一丁目８８２番１地先 至　同　　所８８２番４地先	別紙略図４ 表示のとおり
市道加住１９７号線	自　八王子市滝山町一丁目８８５番２地先 至　同　　所８８５番２地先	
市道加住１９８号線	自　八王子市滝山町一丁目８８６番１地先 至　同　　所８８６番１地先	
市道加住１９９号線	自　八王子市滝山町一丁目８８５番２地先 至　同　　所８８５番２地先	
市道加住２００号線	自　八王子市左入町９６４番１２地先 至　八王子市滝山町一丁目８８５番２地先	

略　図　1

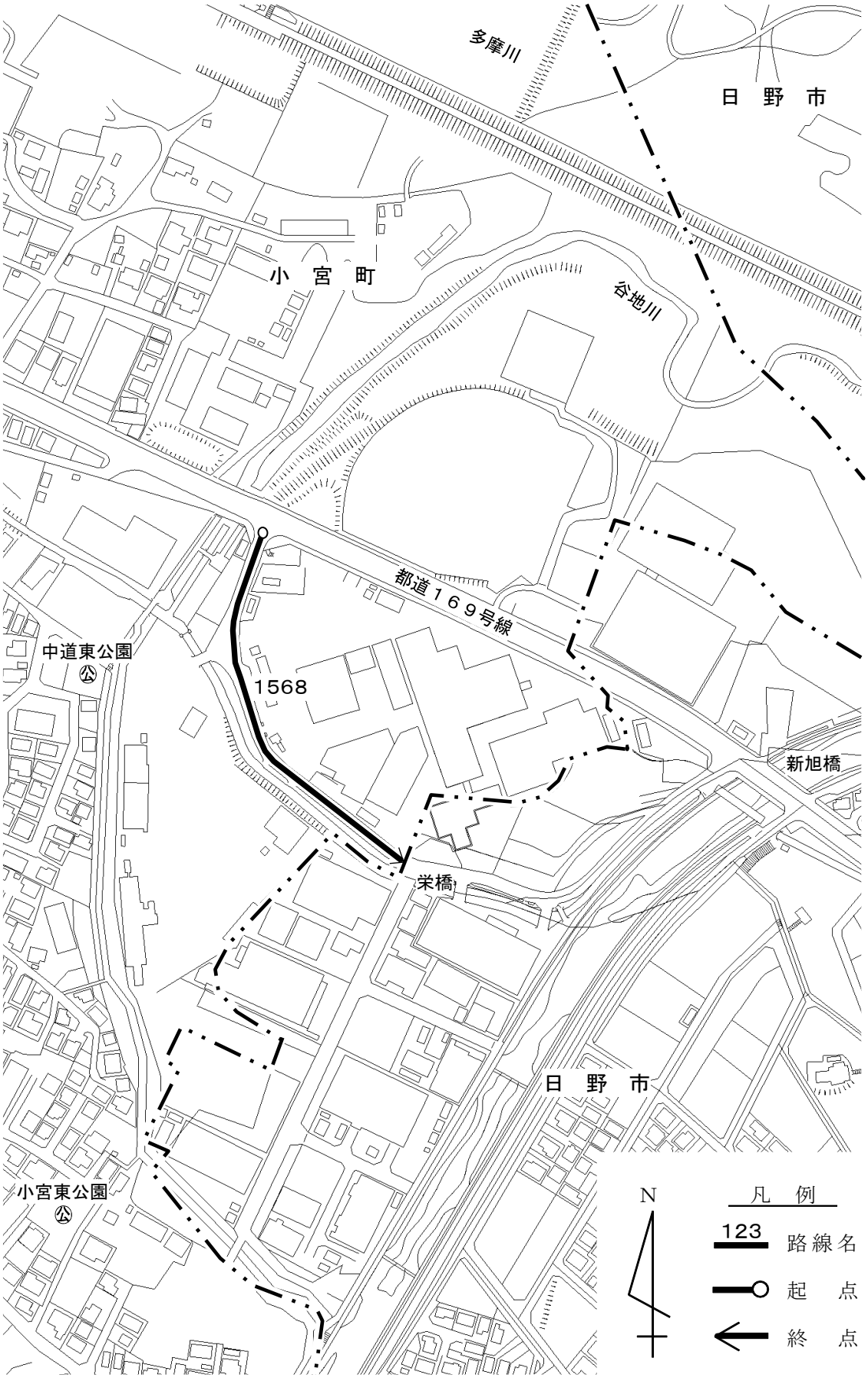
多摩川
日　野　市
小　宮　町
谷地川
都道１６９号線
中道東公園
1568
新旭橋
栄橋
日　野　市
小宮東公園
N
凡　例
123
路線名
起　点
終　点

略　図　2

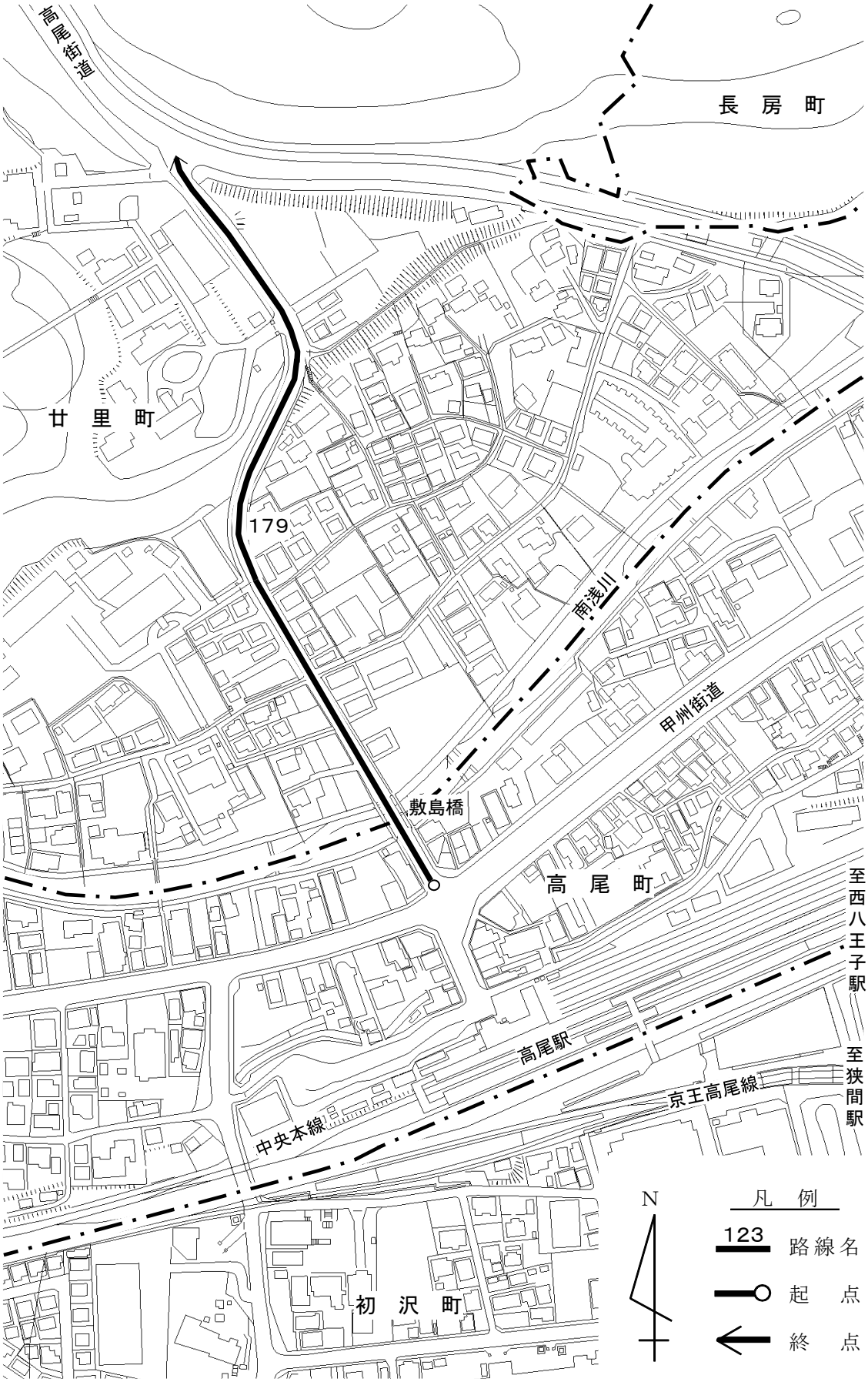
高尾街道
長　房　町
廿　里　町
179
南浅川
甲州街道
敷島橋
高　尾　町
至西八王子駅
高尾駅
至狭間駅
京王高尾線
中央本線
初　沢　町
N
凡　例
123
路線名
起　点
終　点

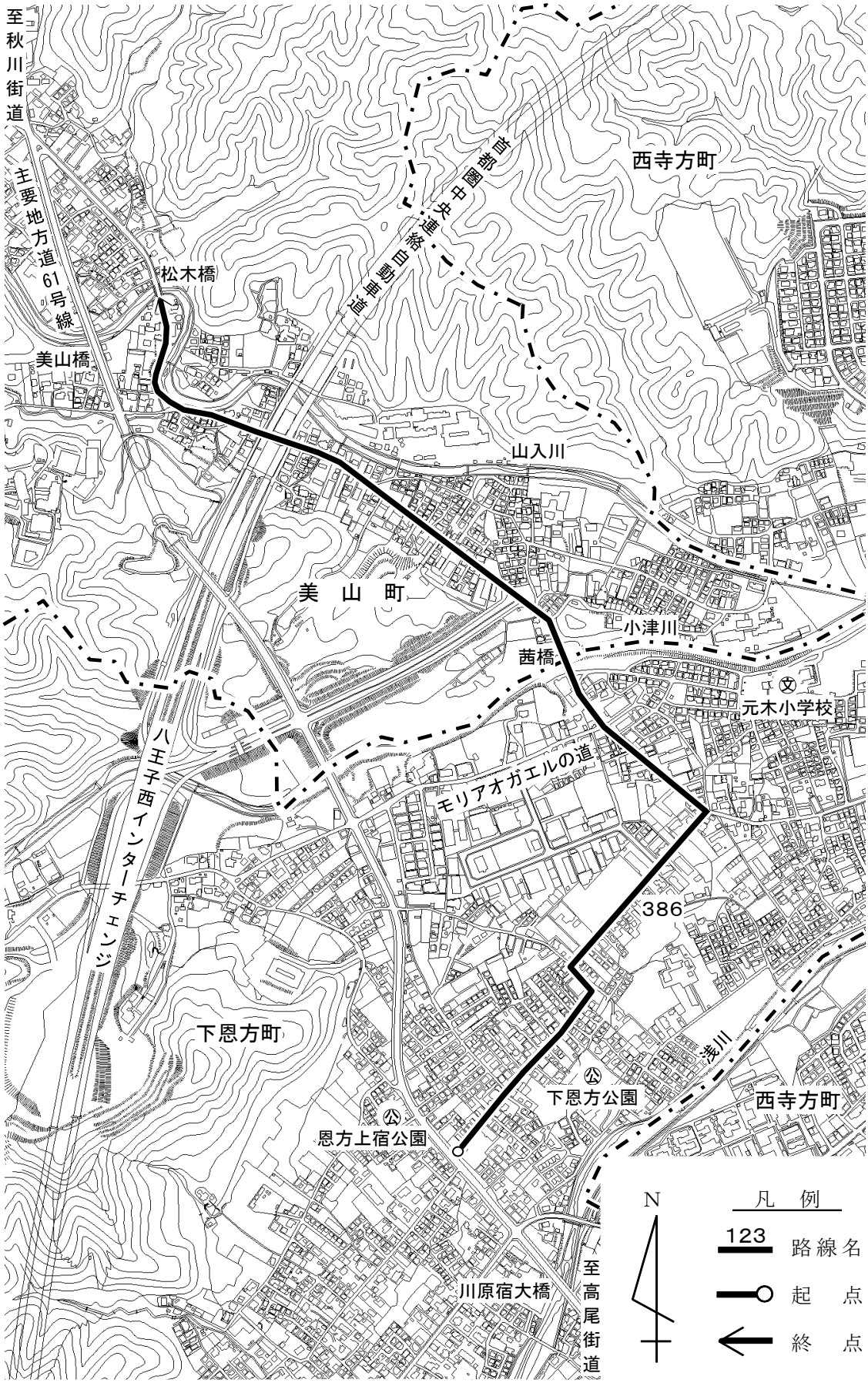
至秋川街道
主要地方道61号線
松木橋
美山橋
西寺方町
山入川
美　山　町
小津川
茜橋
元木小学校
八王子西インターチェンジ
モリアオガエルの道
386
下恩方町
浅川
下恩方公園
西寺方町
恩方上宿公園
川原宿大橋
至高尾街道
N
凡　例
123
路線名
起　点
終　点

略　図　4

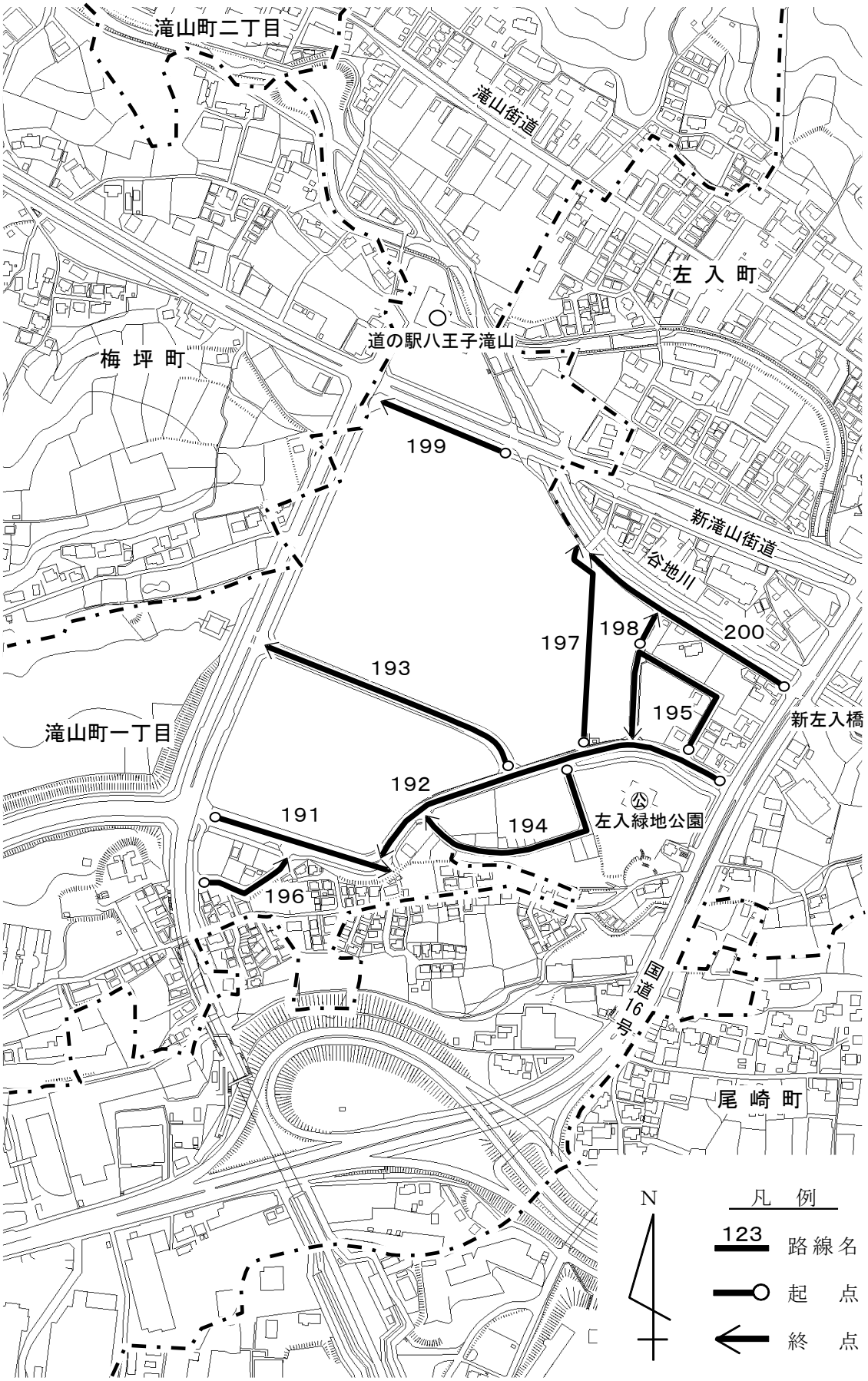
滝山町二丁目
滝山街道
左 入 町
道の駅八王子滝山
梅 坪 町
199
新滝山街道
谷地川
197
198
200
193
195
新左入橋
滝山町一丁目
192
191
194
左入緑地公園
196
国道16号
尾 崎 町
N
凡　例
123
路線名
起　点
終　点

第３６号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線を認定し、又は廃止するにつき、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

区　分	路　線　名	起　点　・　終　点	備　考
廃　止	市道加住６４号線	自　八王子市滝山町一丁目５９０番地先 至　八王子市梅坪町４２９番地先	別紙略図１ 表示のとおり
認　定	市道加住６４号線	自　八王子市梅坪町１５６番１地先 至　八王子市滝山町一丁目４９番２地先	別紙略図２ 表示のとおり
認　定	市道加住２０１号線	自　八王子市梅坪町４０２番６地先 至　同　　所４２９番５地先	

略　図　1

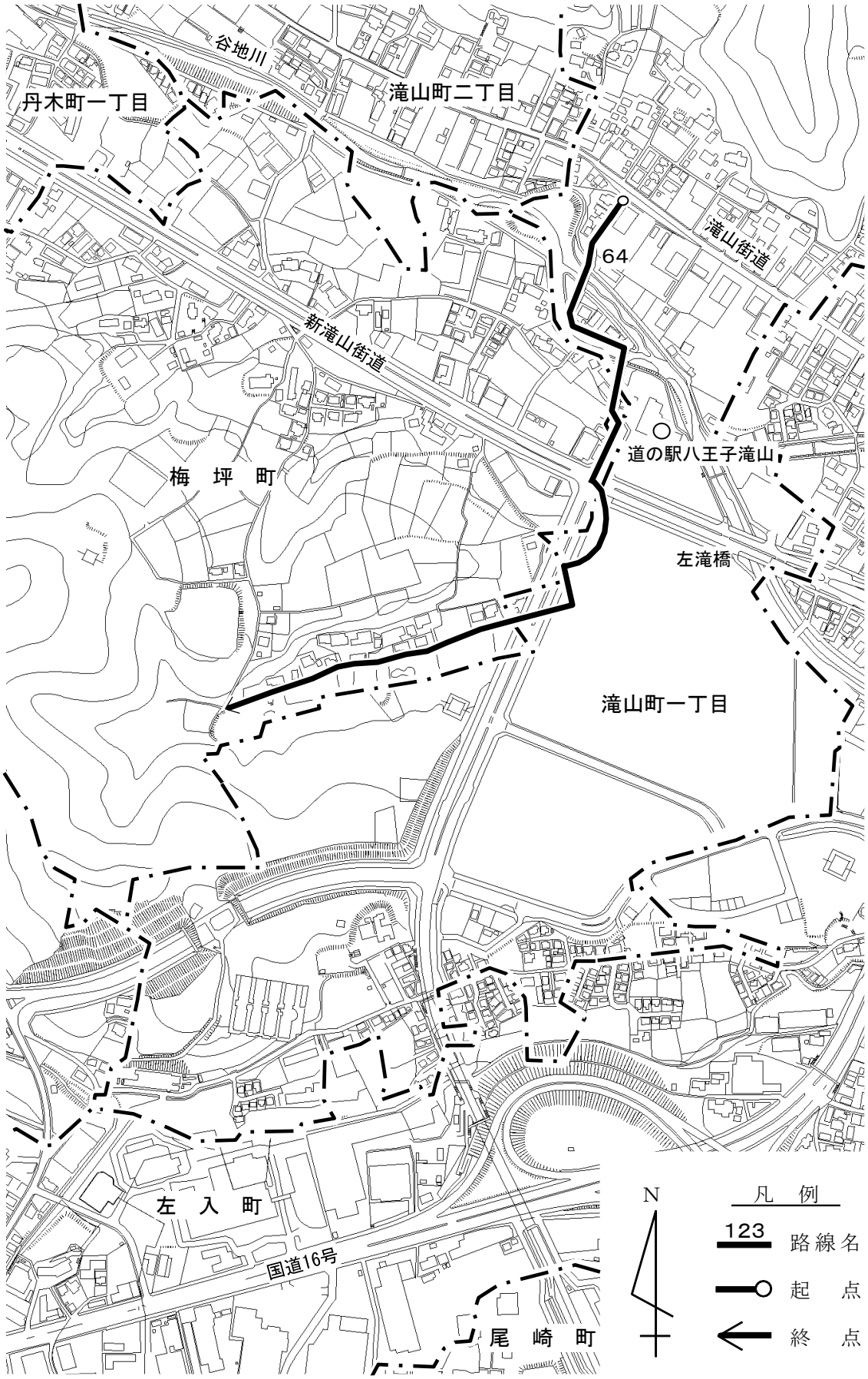
谷地川
丹木町一丁目
滝山町二丁目
滝山街道
64
新滝山街道
道の駅八王子滝山
梅　坪　町
左滝橋
滝山町一丁目
左　入　町
国道16号
尾　崎　町
N
凡　例
123
路線名
起　点
終　点

略　図　2

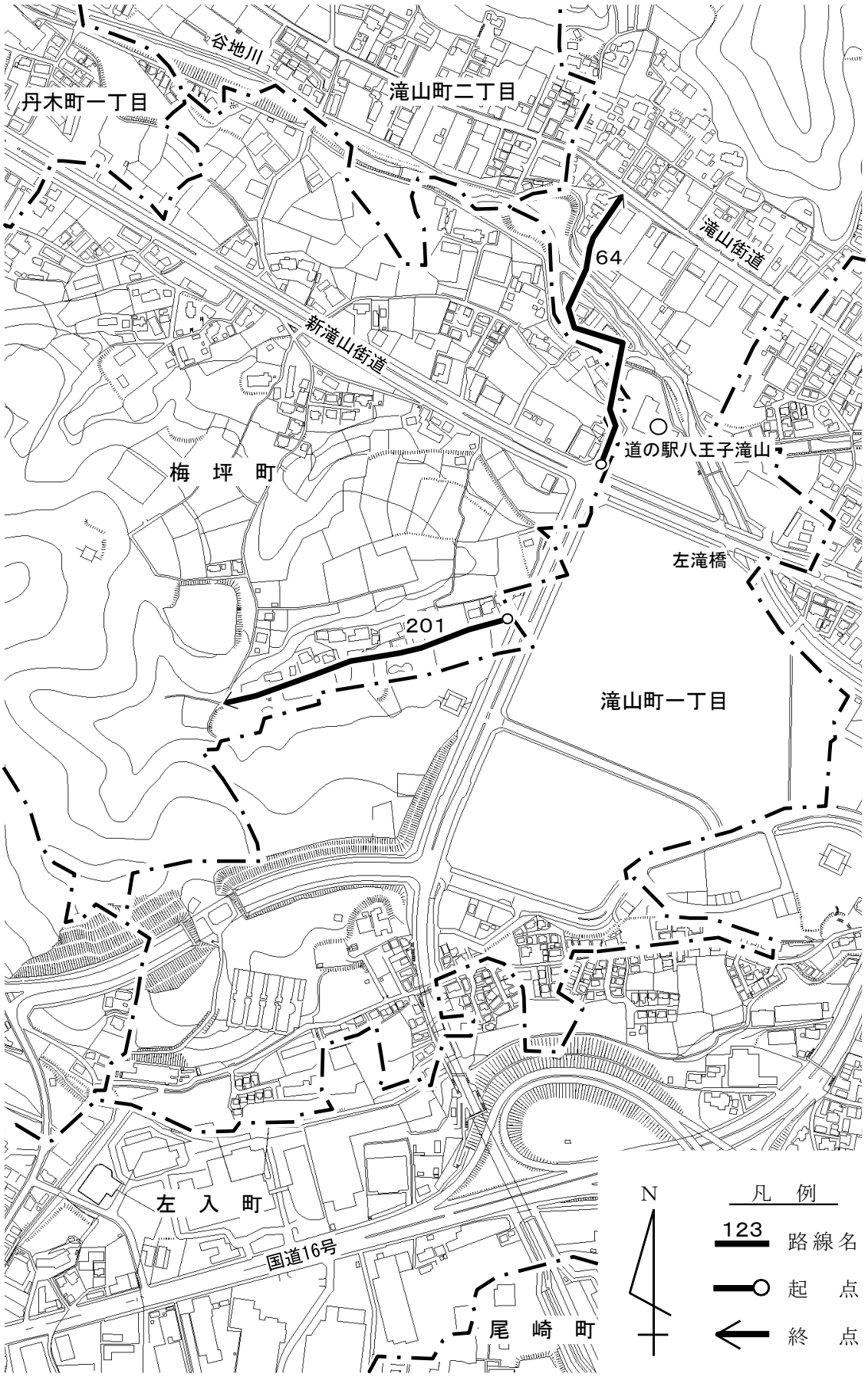
谷地川
丹木町一丁目
滝山町二丁目
滝山街道
64
新滝山街道
道の駅八王子滝山
梅　坪　町
左滝橋
201
滝山町一丁目
左　入　町
国道16号
尾　崎　町
N
凡　例
123
路線名
起　点
終　点

第３７号議案

八王子市斎場条例の一部を改正する条例設定について

八王子市斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市斎場条例の一部を改正する条例

八王子市斎場条例（昭和３９年八王子市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表（第７条関係）

区分	単位	使用料	
		市内住民等に係るもの	市外住民等に係るもの
（略）	（略）	（略）	（略）
火葬室	１２歳以上であつた者の死体１体につき	無　料	80,000
	１２歳未満であつた者の死体（死胎を除く。）１体につき	無　料	50,000
	死胎１体につき	無　料	30,000
	改葬に係る遺骨１件につき	無　料	30,000
	手術等により切断	無　料	30,000

改　正　前

別表（第７条関係）

区分	単位	使用料	
		市内住民等に係るもの	市外住民等に係るもの
（略）	（略）	（略）	（略）
火葬室	１２歳以上であつた者の死体１体につき	無　料	50,000
	１２歳未満であつた者の死体（死胎を除く。）１体につき	無　料	30,000
	死胎１体につき	無　料	20,000
	改葬に係る遺骨１件につき	無　料	20,000
	手術等により切断	無　料	20,000

	された身体の一部１件につき		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

	された身体の一部１件につき		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第３８号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第１条　八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
第１３条　削除	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第１３条　児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第３３条の７に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第４７条第３項の規定により懲戒について当該児童等の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど、その権限を濫用してはならない。

第２条　八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（安全計画の策定等） 第７条の２　児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児	

童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第７条の３　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 ２　保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第１０条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として、兼ねることができる。 ２　前項の規定は、入所者の居室及び各施設	（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第１０条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として、兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。 （業務継続計画の策定等） 第１３条　児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ２　児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ３　児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	第１３条　削除
（衛生管理等） 第１４条　（略） ２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ３　（略）	（衛生管理等） 第１４条　（略） ２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　施行日から令和６年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第７条の２（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月３１日までの間、新条例第７条の３第２項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

第３９号議案

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（従業者の配置の基準） 第５条　（略） ２～７　（略） **８　第１項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第１条第２項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。** 第６条　（略） ２～７　（略） **８　前項の規定にかかわらず、保育所若しく**	（従業者の配置の基準） 第５条　（略） ２～７　（略） 第６条　（略） ２～７　（略）

は家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（安全計画の策定等）

第４０条の２　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第４０条の３　指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少

ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
第４６条　削除	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第４６条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第４７条第１項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第３項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（従業者の配置の基準） 第６０条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	（従業者の配置の基準） 第６０条　（略）
（準用） 第６３条　第４条、第７条及び第４節（第１１条、第２３条第１項及び第４項、第２４条、第２５条第１項、第３１条、第３３条並びに第５１条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。	（準用） 第６３条　第４条、第７条及び第４節（第１１条、第２３条第１項及び第４項、第２４条、第２５条第１項、第３１条、第３３条、第４６条並びに第５１条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。
（従業者の配置の基準） 第６８条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	（従業者の配置の基準） 第６８条　（略） ２・３　（略）

（準用） 第９７条　第１２条から第２２条まで、第２４条、第２５条、第２６条（第４項及び第５項を除く。）、第２７条から第３０条まで、第３２条、第３４条から第３６条まで、第３８条、第３８条の２**、第４０条の２**、第４１条から第４５条まで、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条第１項、第５３条から第５５条まで及び第７６条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第３７条」とあるのは「第９６条」と、第１６条中「いう。第３７条第６号及び第５１条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２２条第２項中「次条」とあるのは「第９５条」と、第２５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第９５条第２項」と、第２６条第１項及び第２７条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第４１条第２項中「指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように」と、「感染症及び食中毒の発生及びまん延」とあるのは「感染症及び食中毒の発生」と、第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。	（準用） 第９７条　第１２条から第２２条まで、第２４条、第２５条、第２６条（第４項及び第５項を除く。）、第２７条から第３０条まで、第３２条、第３４条から第３６条まで、第３８条、第３８条の２、第４１条から第４５条まで、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条第１項、第５３条から第５５条まで及び第７６条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第３７条」とあるのは「第９６条」と、第１６条中「いう。第３７条第６号及び第５１条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２２条第２項中「次条」とあるのは「第９５条」と、第２５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第９５条第２項」と、第２６条第１項及び第２７条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第４１条第２項中「指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように」と、「感染症及び食中毒の発生及びまん延」とあるのは「感染症及び食中毒の発生」と、第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
（準用） 第１０２条　第１２条から第２２条まで、第２４条、第２５条、第２６条（第４項及び第５項を除く。）、第２７条から第３０条まで、第３２条、第３４条から第３６条まで、第３８条、第３８条の２**、第４０条の２**、第４１条、第４３条から第４５条まで、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条第１項、第５３条から第５５条まで、第７６条及び第９４条から第９６条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第３７条」とあるのは「第１０２条において準用する第９６条」と、第１６条中「いう。第３７条第６号及び第５１条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２２条第２項中「次条」とあるのは「第１０２条において準用する第９	（準用） 第１０２条　第１２条から第２２条まで、第２４条、第２５条、第２６条（第４項及び第５項を除く。）、第２７条から第３０条まで、第３２条、第３４条から第３６条まで、第３８条、第３８条の２、第４１条、第４３条から第４５条まで、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条第１項、第５３条から第５５条まで、第７６条及び第９４条から第９６条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第３７条」とあるのは「第１０２条において準用する第９６条」と、第１６条中「いう。第３７条第６号及び第５１条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２２条第２項中「次条」とあるのは「第１０２条において準用する第９５条」と、第２

５条」と、第２５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第１０２条において準用する第９５条第２項」と、第２６条第１項及び第２７条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第４１条第２項中「指定児童発達支援事業所において」とあるのは「指定保育所等訪問支援を行う施設において」と、第４３条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第１０２条において準用する第９５条第２項」と、第２６条第１項及び第２７条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第４１条第２項中「指定児童発達支援事業所において」とあるのは「指定保育所等訪問支援を行う施設において」と、第４３条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第４６条を削る改正規定及び第６３条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　施行日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第４０条の２（新条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第４０条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月３１日までの間、新条例第４０条の３第２項（新条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条及び第８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき

困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第４０号議案

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（安全計画の策定等） 第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく	

取組の内容等について周知しなければならない。 ４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第８条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ２　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第１１条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として、兼ねることができる。	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第１１条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として、兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
第１４条　削除	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第１４条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第４７条第３項の規定により懲戒についてその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（衛生管理等） 第１５条　（略） ２　家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育	（衛生管理等） 第１５条　（略） ２　家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育

事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、**職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する**よう努めなければならない。 ３・４　（略）	事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、**必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。 ３・４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１４条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

２　施行日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第８条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第４１号議案

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（施設設備）
第６条　（略）
２～４　（略）
５　第３項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
⑴　（略）
⑵　次の表に掲げる面積に満２歳以上満３歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。
<table>
<tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr>
<tr><td>２学級以下</td><td>３３０＋３０×（学級数－１）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
６～９　（略）

（安全計画の策定等）
第１３条の２　認定こども園は、子どもの安全の確保を図るため、当該認定こども園の</td><td>（施設設備）
第６条　（略）
２～４　（略）
５　第３項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
⑴　（略）
⑵　次の表に掲げる面積に満２歳以上満３歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。
<table>
<tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr>
<tr><td>２学級以下</td><td>３２０＋３０×（学級数－１）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
６～９　（略）</td></tr>
</table>

設備の安全点検、職員、子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた認定こども園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他認定こども園における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　認定こども園は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　認定こども園は、子どもの安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　認定こども園は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１６条の２　認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、子どもの教育及び保育（満３歳未満の子どもについては、その保育）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第１６条の３　認定こども園は、子どもの使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。

２　認定こども園は、当該認定こども園における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第１９条の２　認定こども園は、子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

２　認定こども園は、子どもの送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の数等）

第２８条　（略）

２　（略）

３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満３歳未満の園児にあっては、保育に限る。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時２人を下ってはならない。

園児の区分	員数
（略）	（略）

備考

１～３　（略）

４　**認定こども園の長**が専任でない場合は、この表に定める員数を１人増加するものとする。

４・５　（略）

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第３２条　（略）

２　前項第３号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、**認定こども園の長**がこれを定めるものとする。

（職員の数等）

第２８条　（略）

２　（略）

３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満３歳未満の園児にあっては、保育に限る。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時２人を下ってはならない。

園児の区分	員数
（略）	（略）

備考

１～３　（略）

４　**園長**が専任でない場合は、この表に定める員数を１人増加するものとする。

４・５　（略）

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第３２条　（略）

２　前項第３号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、**園長**がこれを定めるものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第３５条　設備運営基準条例第４条、第１５条（第３項ただし書を除く。）、第２０条及び第３４条第３項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる設備運営基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える設備運営基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第４条第１項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１３条第１項の規定に基づき、八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例における基準（以下この条において「認定の要件及び設備運営基準」という。）
（略）	（略）	（略）

２　設備運営基準条例第１０条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、**同条第１項中**「他の社会福祉施設を併せて設置するときは**、必要に応じ**」とあるのは「その運営上

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第３５条　設備運営基準条例第４条**、第１３条**、第１５条（第３項ただし書を除く。）、第２０条及び第３４条第３項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる設備運営基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える設備運営基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第４条第１項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１３条第１項の規定に基づき、八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例における基準（以下この条において「認定の要件及び設備運営基準」という。）
第１３条	**児童福祉施設の長**	**園長**
（略）	（略）	（略）

２　設備運営基準条例第１０条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、**同条中**「他の社会福祉施設を併せて設置するときは」とあるのは「その運営上必要と認められる**場合**

必要と認められる**場合は、**」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、**同条第２項中「入所者**の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１４条第６項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は**便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と**読み替えるものとする。	**は**」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、**「入所者**の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１４条第６項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は**便所」と**読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第３５条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

２　施行日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第１９条の２第２項（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、認定こども園において子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

第４２号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
第４条　（略） ２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 ⑴　認定こども園　法**第１９条各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分 ⑵　幼稚園　法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分 ⑶　保育所　法**第１９条第２号**に掲げる小	第４条　（略） ２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 ⑴　認定こども園　法**第１９条第１項各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分 ⑵　幼稚園　法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分 ⑶　保育所　法**第１９条第１項第２号**に掲

学校就学前子どもの区分及び**同条第３号**に掲げる小学校就学前子どもの区分	げる小学校就学前子どもの区分及び**同項第３号**に掲げる小学校就学前子どもの区分
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項から第４項までにおいて同じ。）は、利用の申込みに係る法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 ３　特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る法**第１９条第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法**第１９条第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４・５　（略）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項から第４項までにおいて同じ。）は、利用の申込みに係る法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 ３　特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る法**第１９条第１項第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第１項第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法**第１９条第１項第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４・５　（略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法**第１９条第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法**第１９条第１項第２号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法**第１９条各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法**第１９条第１項各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。
（利用者負担額等の受領） 第１３条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の㋐又は㋑に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ㋐又は㋑に定める金額未満であるものに対する副食の提供 ㋐　法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７万７，１０１円 ㋑　法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ㋐において同じ。）　５万７，７００円（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７万７，１０１円）	（利用者負担額等の受領） 第１３条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の㋐又は㋑に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ㋐又は㋑に定める金額未満であるものに対する副食の提供 ㋐　法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７万７，１０１円 ㋑　法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ㋐において同じ。）　５万７，７００円（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７万７，１０１円）

イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ｱ)　法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (ｲ)　法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　（略） (4)・(5)　（略） ５・６　（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）**第２５条第１項**の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4)　（略） ２　（略） （運営規程） 第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3)　（略）	イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ｱ)　法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (ｲ)　法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　（略） (4)・(5)　（略） ５・６　（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）**第２５条**の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4)　（略） ２　（略） （運営規程） 第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3)　（略）

⑷　特定教育・保育の提供を行う日（法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 ⑸～⑾　（略）	⑷　特定教育・保育の提供を行う日（法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 ⑸～⑾　（略）
第２６条　削除	**（懲戒に係る権限の濫用禁止）** **第２６条　特定教育・保育施設（保育所型認定子ども園、幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。**
（特別利用保育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限	（特別利用保育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限

る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法**第１９条第１号**又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法**第１９条第１項第１号**又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第３７条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び	（特別利用教育の基準） 第３７条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び

第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法**第１９条第１号**又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法**第１９条第１項第１号**又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第３８条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分	第３８条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校

して定めるものとする。	就学前子どもに区分して定めるものとする。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第４０条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ３・４　（略）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第４０条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ３・４　（略）
（特別利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者が法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、こ	（特別利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者が法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、こ

の節（第４１条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３４条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第４０条第２項中「利用の申込みに係る法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法**第１９条第１号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	の節（第４１条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３４条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第４０条第２項中「利用の申込みに係る法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法**第１９条第１項第１号**又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第５３条　特定地域型保育事業者が法**第１９**	（特定利用地域型保育の基準） 第５３条　特定地域型保育事業者が法**第１９**

条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	**条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法**第１９条第３号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法**第１９条第１項第３号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１項第１号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法**第１９条第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法**第１９条第１項第２号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２６条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

第４３号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和３４年八王子市条例第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（出産育児一時金） 第６条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、１出産につき、**５０万円**を支給する。 ２　（略）	（出産育児一時金） 第６条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、１出産につき、**４２万円**を支給する。 ２　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第１２条　前条第２項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に**１００分の７．２９**を乗じて算定する。 ２　（略）	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第１２条　前条第２項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に**１００分の６．７**を乗じて算定する。 ２　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第１４条　第１１条第２項に規定する被保険	（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第１４条　第１１条第２項に規定する被保険

者均等割額は、被保険者１人について**４万３，０００円**とする。	者均等割額は、被保険者１人について**３万８，７００円**とする。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第１５条　第１１条第３項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**１００分の２．３８**を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第１５条　第１１条第３項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**１００分の２．２**を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第１６条　第１１条第３項に規定する被保険者均等割額は、被保険者１人について**１万３，６００円**とする。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第１６条　第１１条第３項に規定する被保険者均等割額は、被保険者１人について**１万３，３００円**とする。
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第１７条　第１１条第４項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に**１００分の２．２８**を乗じて算定する。	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第１７条　第１１条第４項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に**１００分の２．１**を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第１８条　第１１条第４項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について**１万６，７００円**とする。	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第１８条　第１１条第４項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について**１万５，６００円**とする。
（低所得者の保険税の減額） 第３０条　次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第１１条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。 ⑴　地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後	（低所得者の保険税の減額） 第３０条　次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第１１条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。 ⑴　地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後

継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**３万１００円**

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**９，５２０円**

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**１万１，６９０円**

⑵　地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した

継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**２万７，０９０円**

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**９，３１０円**

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**１万９２０円**

⑵　地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した

金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**２万１，５００円** イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**６，８００円** ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**８，３５０円** ⑶　地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**８，６００円** イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**２，７２０円** ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**３，３４０円**	金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**１万９，３５０円** イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**６，６５０円** ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**７，８００円** ⑶　地方税法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**７，７４０円** イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**２，６６０円** ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１０条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　**３，１２０円**

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例（以下「新条例」とい

う。）第６条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係るものについて適用し、この条例の施行の日前の被保険者の出産に係るものについては、なお従前の例による。

３　新条例第１２条、第１４条から第１８条まで及び第３０条の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第４４号議案

八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例設定について

八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例

八王子市学童保育所条例（昭和４６年八王子市条例第７号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同　柏木小学童保育所</td><td>同　南大沢三丁目３番地</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同　第八小学童保育所</td><td>同　石川町２０６５番地</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同　南大沢学童保育所</td><td>同　南大沢三丁目８番地</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同　石川学童保育所</td><td>同　石川町１９２０番地</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第４５号議案

八王子市産業イノベーション条例設定について

八王子市産業イノベーション条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市産業イノベーション条例

八王子市いきいき産業基本条例（平成１５年八王子市条例第３号）の全部を改正する。

八王子は、古くから織物を地場産業とする産業都市として、また、関東有数の商業都市として栄えてきた。その後、我が国経済の発展の中で、電気機械関連企業の進出や、高度な技術を有する多くの中小製造業の立地、また、大規模商業集積の形成など、産業構造の大きな変化を経ながら、首都圏西部の中核的都市として発展を遂げてきた。

今日においては、これまで成長、発展を遂げてきた活力ある商工業に加え、都内最大級の産出額を誇る農業や、高尾山に代表される豊かな自然や伝統文化を活かした観光産業など、様々な産業がまちににぎわいと豊かさをもたらし、国道、高速道路、鉄道等の交通の結節点としての利便性により、多くの大学や研究開発型企業、専門技術を有する多様な人材が集積され、恵まれた産業資源を有するに至っている。

一方で、世界経済の潮流に目を転ずるとき、国際競争が激しさを増し、経済の不確実性が高まる中、サプライチェーンの維持・確保は厳しさを増している。

さらに、世界の国内総生産における我が国の割合が低下している中で、経済発展を遂げるには、国との適切な役割分担を踏まえて、地域からイノベーションを創出しなければならない。

また、事業者は、多様な価値観に合わせた商品の開発やマーケティングを行い、市場のニーズを満たす提案が求められている。

加えて、昨今経済的価値だけでなく、社会的価値を希求する起業家が現れてきており、社会課題及び地域課題の解決と事業性を両立する新たな産業の創出が期待される。

今こそ本市は、持続的かつ包摂的な成長のため、数多ある地域資源を最大限に活かし、意欲に満ちた多くの事業者や市民と協働することで、次の時代の産業を創出していかなければならない。

このため本市は、市の行うあらゆる施策について、公民共創によるイノベーションの創出及び地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、知識・技術・人材が集い、新たな産業・新たなビジネスチャンス・新たな生活様式を創出する「イノベーション都市・八王子」を実現するため、ここに「八王子市産業イノベーション条例」を制定する。

（定義）

第１条　この条例において「イノベーション」とは、新たな、又は改善された製品若しくは役務、業務工程（生産方法、流通、情報通信技術又は研究開発に係るものをいう。）、マーケティング（情報発信又は販路開拓に係るものをいう。）又は組織（管理又は運営に係るものをいう。）であり、社会経済に変革をもたらすものをいう。

（公民共創の推進）

第２条　市は、イノベーションの創出を促進するため、自らが保有する資源と事業者の有する資源や知恵を結集させ、公民共創を推進し、そのための仕組みづくりを行い、産業支援機関、地方公共団体間の連携に努めるものとする。

（成長産業の創出）

第３条　市は、多様な組織及び人材及び組織内外の知識、技術その他の資源を結合し、また、イノベーションの創出に向けた最先端技術や役務の実証実験の場を提供することにより、成長産業の創出を図るものとする。

２　市は、前項の規定に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

⑴　多様な主体が参画する共創の基盤を整備し、イノベーションの創出を促進すること。

⑵　市と事業者をつなぐ役割を担う中間支援組織をより効果的なものとすること。

⑶　異業種の事業者の連携による新たな技術、製品及び役務の開発を支援すること。

⑷　革新的なアイデアにより新たな事業を展開し、市場を開拓する企業の育成支援をすること。

⑸　企業誘致を促進すること。

（産業人材の多様化と活用の促進）

第４条　市は、企業の働き方改革及び多様な人材を確保し、育成する取組を支援し、多様な人が働きやすいまちをつくるものとする。

２　市は、前項の規定に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

⑴　多様な働き方を推進すること。

⑵　働く機会を創出すること。

⑶　新たな産業の創出につながる人材育成のための教育を推進すること。

（社会課題及び地域課題解決型産業の創出）

第５条　市は、多種多様な社会課題及び地域課題（以下「社会課題等」という。）の解決に向け、新たな産業創出を目指す取組を推進するものとする。

２　市は、前項の規定に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

⑴　事業者や市民による社会課題等の解決に資する産業創出を推進すること。

⑵　公民共創の基盤を通じ、社会課題等の解決に資する先進的な産業創出を推進すること。

（地域資源活用による収益力の強化）

第６条　市は、豊富な地域資源を積極的に活用するとともに、既存の産業分野にとらわれない新たな事業、業態を創出し、生産を増加させ、又は消費及び投資を呼び込むことでまちの収益力の強化を図るものとする。

２　市は、前項の規定に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

⑴　地域資源の磨き上げによる事業の活性化を推進すること。

⑵　新たな地域資源の発掘による新規事業や新規業態の創出を支援すること。

⑶　中心市街地の活性化を推進すること。

（中小企業等の持続的な成長支援）

第７条　市は、新しい価値の創造や生産性の向上に係る取組を支援し、また、技術・技能の継承による中小企業等の持続的な成長を支援するものとする。

２　市は、前項の規定に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

⑴　中小企業等の新しい価値の創造に資する取組を支援すること。

⑵　中小企業等の生産性の向上に資する取組を支援すること。

⑶　中小企業等の技術・技能の継承や事業の継続に資する取組を支援すること。

（市の責務）

第８条　市は、市の行うあらゆる施策についてイノベーションによる地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、産業振興施策の実施に当たっては、国、東京都その他の地方公共団体との密接な連携並びに事業者、経済団体、教育機関及び市民との共創に努めるものとする。

２　市長は、本条例で定める各施策を実現するため、産業振興に関する総合的な計画を定めなければならない。

（事業者の役割）

第９条　事業者は、まちづくりとの調和や市民の生活環境に配慮しながら、自らの事業の発展及び経営の革新に努めるとともに、市及び経済団体による産業振興施策に積極的に参加し、協力するものとする。

（経済団体の役割）

第１０条　商工会議所、商店会連合会、農業協同組合その他の経済団体は、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第１１条　市民は、地域産業の振興が自らの生活の質の向上と地域の活性化に寄与することを踏まえ、市民生活と産業とが調和する都市の実現に向け、市及び経済団体による産業振興施策に積極的に参加し、協力するものとする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第４６号議案

八王子市新産業センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市新産業センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市新産業センター条例の一部を改正する条例

八王子市新産業センター条例（平成１６年八王子市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事業） 第３条　センターは、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　（略） ⑵　新産業開発・交流センター **ア**　（略） **イ**　（略） **ウ**　**ア及びイ**に掲げるもののほか、起業者及びベンチャー企業への支援に関し市長が必要と認める事業	（事業） 第３条　センターは、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　（略） ⑵　新産業開発・交流センター **ア　製品開発、技術開発及び設計のための入居施設として設計開発室を提供すること。** **イ**　（略） **ウ**　（略） **エ**　**アからウまで**に掲げるもののほか、起業者及びベンチャー企業への支援に関し市長が必要と認める事業
（対象者） 第４条　新産業創出センターの入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ⑴　**工業製品の設計、開発、製造等に関連する業種その他の製造業並びに情報通信業**に該当する者であること。	（対象者） 第４条　新産業創出センターの入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ⑴　**ものづくり産業（八王子市いきいき産業基本条例（平成１５年八王子市条例第３号）第１条第１項に規定する業種をい**

	う。以下同じ。）に該当する者であること。
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略） ２　新産業開発・交流センターの入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ⑴　ものづくり産業に該当する者であること。 ⑵　製品開発、技術開発及び設計を行う者（市内に事業所を有する企業又は市内に存する大学が参加しているものに限る。ただし、市長が必要と認める場合にあっては、この限りでない。）であること。 ⑶　企業の技術革新及び新たな事業展開の推進を行う者であること。 ⑷　第２号の製品開発等及び前号の新たな事業展開の推進等について、取り組む具体的な課題を有し、かつ、将来性及び地域の企業への波及効果が認められる事業を行う者であること。 ⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えていること。
（使用料） 第８条　センターの使用料は、無料とする。	（使用料） 第８条　新産業開発・交流センターの使用については、別表に定める額の使用料を徴収する。 ２　新産業創出センターの使用料は、無料とする。 ３　使用料（入居施設における入居の日の属する月分のものを除く。）は、前納するものとし、納付時期及び納付手続については、市規則で定める。 ４　市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 ５　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができる。
（使用者の費用負担） 第９条　入居施設の使用者は、市規則で定める費用を負担するものとする。	（使用者の費用負担） 第９条　前条に規定する使用料のほか、入居施設の使用者は、市規則で定める費用を負担するものとする。
（使用の取消し等） 第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、センターの使用承認を取り消し、使用を制限し、又は	（使用の取消し等） 第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、センターの使用承認を取り消し、使用を制限し、又は

<table>
<tr>
<td>
使用の停止を命ずることができる。
⑴～⑶　（略）
⑷　第９条に規定する市規則で定める費用を滞納したとき。
⑸～⑺　（略）

（原状回復義務）
第１２条　使用者は、入居施設の使用期間が満了したとき、又は使用期間内において使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消されたときも、同様とする。
</td>
<td>
使用の停止を命ずることができる。
⑴～⑶　（略）
⑷　使用料又は第９条に規定する市規則で定める費用を滞納したとき。
⑸～⑺　（略）

（原状回復義務）
第１２条　使用者は、入居施設の使用期間が満了したとき、若しくは使用期間内において使用を終了したとき、又は開放使用設備の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消されたときも、同様とする。

別表（第８条関係）
新産業開発・交流センター
<table>
<tr><th colspan="3">使用区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>入居施設</td><td>設計開発室</td><td>月額</td><td>使用する床面積に１平方メートル当たり２，１６０円を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１２条の改正規定は、公布の日から施行する。

第４７号議案

八王子市環境学習センターの指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市環境学習センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１　施設の名称　　八王子市北野環境学習センター
２　指定管理者　　八王子市南大沢二丁目２７番地　フレスコ南大沢７階
　　北野環境学習パートナーズ
３　指 定 期 間　　令和５年８月１日から令和１０年３月３１日まで

第４８号議案

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結するにつき、地方自治法第２５２条の３６第１項の規定により議決を求める。

令和５年２月２２日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

記

１	契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
２	契約の期間	令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで
３	契約の金額	９６０万６，５２０円を上限とする額
４	契約の相手方	住所
		氏名　木　下　政　昭
		資格　公認会計士